コラム 5-3　スポーツ以外でもドーピング検査は必要か

記憶を改善する物質は複数発見されており（コラム 5-6 でも紹介するアセチルコリンなど），近い将来「記憶を改善する薬」が市販されるようになるかもしれません。しかし，こうした個人の認知機能を改善する薬物が市販された場合には，社会的に大きな課題が出て来ることが予想されます。

スポーツの世界では，薬物等で運動機能の向上を図るとドーピングとされ不正行為と判断されます。それでは，薬物で認知機能を向上させた場合，入学試験などで問題にはならないのでしょうか。実は，日本ではまだあまり話題になっていませんが，アメリカでは，すでに類似した問題が訴訟にまで発展しているケースがあります。

日本ではまだ一般的ではなく，市販もされていませんが，アメリカでは，個人のパーソナリティ傾向の表出（性格の表れ方＝言動など）に影響を与える薬品が多数市販されています。たとえば，対人的に緊張が強いので，面接場面ではあがってしまって，自分をうまく表現できない人が，ある薬物を摂取することで一時的に緊張が消え，面接場面でも落ちついて受け答えできて，それが評価されて，ある企業に採用されたとします。

その人は，毎日同じ薬物を摂取しつづけていないと，本来の対人的緊張が強い性格が表れてしまいます（この場合，毎日薬を飲まないといけないことから薬物依存になる危険があります）。この場合，この人は採用面接で不正をしたことになるのでしょうか？

性格と同じように，記憶力のような能力も薬品で変えられるとしたら，使用する場面次第では，不正になる可能性があるということになります。日本でも，将来入学試験では，試験日当日の朝に受験会場で，受験者全員にドーピング検査が行われる日が来るかもしれません。